

助成金

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

1 目的

平成 30 年 6 月、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（以下「令」という。）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示により「高さが 2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）が特別教育の対象となったことから実施するもの。

2 受講対象

高さが 2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第 13 条第 3 項第 28 号の墜落制止用器具をいう。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う者。

3 科目及び時間(途中休憩を含む)

	科 目	時間	時 間 割	講師
学 科	作業に関する知識	60 分	8 : 50 ~ 9 : 50	建災防 佐賀県支部 講 師
	墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	120 分	10 : 00 ~ 12 : 00	
	労働災害防止に関する知識	60 分	12 : 45 ~ 13 : 45	
	関係法令	30 分	13 : 50 ~ 14 : 20	
実 技	墜落制止用器具の使用方法等	90 分	14 : 30 ~ 16 : 00	

4 科目の一部免除受講該当者

(1) 以下の受講者は、科目のうち「【学科】作業に関する知識」及び「【実技】墜落制止用器具の使用方法等」を免除します。

- 適用日（平成 31 年 2 月 1 日）時点において、高さが 2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいてフルハーネス型安全帯を用いて行う作業に 6 カ月間以上従事した経験を有する者。

(2) 以下の受講者は、科目のうち「【学科】作業に関する知識」を免除します。

- 適用日（平成 31 年 2 月 1 日）時点において、高さが 2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて胴ベルト型安全帯を用いて行う作業に 6 カ月間以上従事した経験を有する者。

5 受講料（テキスト代 847 円（消費税込み）を含む。）

会 員	非会員
(全科目) 11,517 円	(全科目) 11,517 円
(一部免除(1)該当) 5,610 円	(一部免除(1)該当) 6,457 円
(一部免除(2)該当) 8,437 円	(一部免除(2)該当) 8,437 円

- 注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金 847 円を差し引いた受講料となります。
- 注② 非会員のテキスト代補助はありません。
- 注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。
- 注④ 会員で一部免除(1)の受講資格で受講される場合は助成金の申請はできませんので、テキスト代の支部補助金 847 円を差し引いた 5,610 円の受講料となります。

6 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

7 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

なお、5 注④のとおり一部免除(1)の受講資格で受講される場合は助成金の申請はできませんのでご注意ください。

8 受講当日の携行品

受講票・筆記用具・マスク及びあればフルハーネス型安全帯（ただし、科目の一部免除者のうち、実技免除者（4の(1)該当）は、フルハーネス型安全帯の携行は必要ありません。）

9 実施日・会場

実施日	第1回	令和5年4月4日
	第2回	令和5年6月21日
	第3回	令和5年9月19日
	第4回	令和5年11月13日
	第5回	令和6年1月23日

会 場 （一社）建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 電話 0952-26-1563